

答 申

1 審査会の結論

浜田市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定を取り消すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 開示請求

開示請求者は、令和 5 年 7 月 4 日付けで、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「平成 30 年 12 月 26 日の市職員の処分に関する一切の公文書」（以下「本件公文書」という。）の開示請求を行った。

(2) 不開示決定

実施機関は、本件公文書が条例第 10 条の規定に該当し、存在しているか否かを答えることにより、不開示情報として保護される権利利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなると判断し、令和 5 年 7 月 5 日付けで、不開示決定（存否応答拒否）（浜田市指令人第 70 号。以下「本件処分」という。）をし、開示請求者に通知した。

(3) 審査請求

開示請求者は、本件処分を不服として、令和 5 年 7 月 7 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

(4) 諮問

実施機関は、令和 6 年 3 月 1 日付けで、条例第 19 条第 1 項の規定により浜田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

3 審査請求人の主な主張

(1) 審査請求の趣旨

ア 条例第 10 条に該当せず、根拠となる条例第 7 条第 2 号にも該当しない。

イ あること、ないことを明示し、できればその内容も開示することを

要求する。

(2) 審査請求の理由及び意見

ア 理由

市長の職員飲酒隠ぺいを暴露し、正しい市政を取り戻すため

イ 意見

(ア) 存否応答拒否による不開示決定について

市が「あったとも、なかったとも言えない。」ということは、調べる必要があるということである。開示し、不正があったこと又は不正がなかったことを明らかにすべきである。

(イ) 隠ぺいについて

- a 関係者に話を聞くよう要請しているにもかかわらず、対応しないことは不正の隠ぺいを疑う余地がある。
- b 事実が隠ぺいされている現状は、元職員が不当に守られている状況のため、内容を明らかにして正したいと考える。

4 実施機関の主な主張

実施機関の本件処分に関する主張及び説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示情報として保護される権利利益の該当性

職員の処分に関する公文書は、当該公文書の性格上、自己の資質、人格、名誉等に密接に関わる個人情報であり、条例第7条第2号本文に該当し、不開示情報として保護される権利利益を有するものと判断した。

(2) 条例第7条第2号ただし書アの該当性

職員の処分に関する情報は、「浜田市職員の懲戒処分の公表に関する基準」に基づき、所定の内容について公表する場合があるが、それ以外の情報を公表している事実及び慣行があるとは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと判断した。

(3) 条例第7条第2号ただし書イの該当性

職員の処分に関する情報は、当該処分を行うために必要な手続等に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められず、条例第7条第2号ただし書イには該当しないと判断した。

(4) 条例第7条第2号ただし書ウの該当性

職員の処分に関する情報は、当該処分を行うために必要な手続等に関

する情報であり、任命権者において職員の管理上保有しているものであり、職務の遂行に係る情報であるとは認められず、条例第7条第2号ただし書ウには該当しないと判断した。

(5) 条例第10条の該当性

職員に処分に相当する非違行為が疑われる場合、当然に事実があれば処分され、事実が無ければ処分されない。このように、職員の処分については事実の有無が処分の有無に直結している。また、職員の処分に関する情報は、「浜田市職員の懲戒処分の公表に関する基準」に基づき取り扱っており、公表した事項以外の事項については、公表していない。

以上を踏まえ、職員の処分に関し公表した事項以外の事項を対象とした特定の事項を限定しての公文書開示請求は、一定の事実の有無が明らかになる等、不開示情報として保護される権利利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなると判断した。

(6) 結論

以上のことから、本件処分は妥当である。

5 本審査会の判断

本件公文書が存在しているか否かを答えることによって、保護されるべき権利利益が害されることの該当性等について検討する。

(1) 条例第10条該当性

ア 条例第10条の規定は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報として保護されるべき権利利益が害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにせず、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

イ 審査請求人は、本件公文書の存否を言えないということは、調べる必要があるということであるため、開示し、不正があったこと又は不正がなかったことを明らかにすべきである旨を主張する。

一方で、実施機関は、職員の処分に関し公表した事項以外の事項を対象とした特定の事項を限定しての公文書開示請求は、一定の事実の有無が明らかになる等、不開示情報として保護される権利利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなる旨を主張する。

ウ 本件公文書は、特定年月日の職員の処分に関する公文書であって、その存否を明らかにすることは、特定年月日に職員の処分が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が開示されること

と同様の結果を生じさせるものと認められる。

エ 本件存否情報は、上記のとおりであって、それ自体は特定の職員に係る情報ではない。また、本件公文書が存在したとしても、それにより直ちに個人の特定につながるとすべき事情は認め難いことから、本件存否情報は条例第7条第2号本文に該当せず、その他条例第7条各号に掲げる不開示情報にも該当しないものと認められる。

したがって、本件公文書の存否を明らかにしても、不開示情報として保護されるべき権利利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることになるとは認められず、条例第10条に該当しないため、本件公文書の存否を明らかにすべきである。

(2) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 本審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和6年3月1日	・実施機関から本審査会に対し諮問
令和6年3月28日	・実施機関から資料を受理
令和6年5月28日	・令和6年度第1回会議 実施機関から意見聴取 審議
令和6年6月21日	・審査請求人から資料を受理
令和6年7月19日	・令和6年度第2回会議 審査請求人から意見聴取 審議
令和6年9月6日	・令和6年度第3回会議 答申案の審議
令和6年10月8日	・令和6年度第4回会議 実施機関から意見聴取 答申案の審議
令和6年11月26日	・令和6年度第5回会議 実施機関から意見聴取 答申案の審議
令和6年12月23日	・令和6年度第6回会議 答申案の審議
令和6年12月27日	・答申の決定
令和6年12月27日	・本審査会から実施機関に対し答申

(参考)

浜田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏名	現職	備考
岩本浩史	島根県立大学教授	会長
牛尾聖次	行政相談委員	
岡本寛	島根県立大学准教授	
名古屋薫	司法書士	
渡部恵子	元・浜田市職員	